一般社団法人ヒップホップインターナショナルジャパン

定　款

定　　款

第1章　総　則

（名　称）

第１条　当法人は、一般社団法人ヒップホップインターナショナルジャパンと称し、英文ではHIP HOP INTERNATIONAL JAPANと表示する。

（目　的）

第２条　当法人は、日本で唯一ヒップホップインターナショナルに加盟する日本を代表する組織として、ヒップホップを通じた健全な国際感覚と社会性の育成、競技力の向上を目指すことにより、ヒップホップの普及及び発展、さらには、ダンス文化を創造することを目的とする。

（事　業）

第３条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１．ダンスに関する大会及びイベント、スクールの開催・運営事業
２．ダンス指導者及び審査員の育成・資格認定事業
３．ヒップホップインターナショナルのロゴ、映像、関連グッズ等コンテンツの管理運営事業
４．ヒップホップインターナショナルが定める競技基準の管理運営事業
５．ダンス施設の経営・運営受託及びコンサルティング事業
６．ダンス施設のデザイン及び設計事業
７．ダンススクールの運営にかかわるサポート事業
８．ダンスチームの海外遠征にかかわる企画・運営事業
９．ダンスに関する情報・関連コンテンツの提供事業
10．ダンス用品及び関連事業の開発・卸・販売事業
11．ダンス事業のコンサルティング事業
12．前各号に掲げる事業に付随又は関連する事業

（事務所の所在地）

第４条　当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

２　当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

（公告方法）

第５条　当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章　会　員

（種　別）

第６条　当法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　当法人の目的に賛同し、当法人の活動及び事業を推進するために入会した個人又は団体

（２）賛助会員　当法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体

（入　会）

第７条　当法人に入会しようとするものは、理事会において定める入会申込書により入会の申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

（入会金および会費）

第８条　会員は、当法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員名簿）

第９条　当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

２　当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

（退　会）

第10条　会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会の１か月以上前に当法人に対して書面にて予告するものとする。

（除　名）

第11条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の１週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）当法人の定款その他の規則に違反したとき。

（２）当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第12条　前２条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）第８条の義務を１年以上履行しなかったとき。

（２）総正会員が同意したとき。

（３）死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

第13条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

２　当法人は、会員がその資格を喪失しても、会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第３章　社員総会

（種　別）

第14条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種とする。

（構　成）

第15条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（決　　議）

第16条　社員総会は、次の事項を決議する。

（１）会員の除名

（２）理事及び監事の選任及び解任

（３）理事及び監事の報酬等の額

（４）各事業年度の決算報告

（５）定款の変更

（６）解散及び残余財産の処分

（７）その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

２　社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

３　前項の規定にかかわらず、次の議決は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）会員の除名

（２）監事の解任

（３）定款の変更

（４）解散

（５）その他法令で定めた事項

（開　催）

第17条　定時社員総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第18条　社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、総正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

２　総正会員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議　長）

第19条　社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

（議決権及び代理）

第20条　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とし、社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

（決議及び報告の省略）

第21条　理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

２　理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第22条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印し、社員総会の日から１０年間、当法人の主たる事務所に備え置く。

第４章　役　員

（役員の設置等）
第23条　当法人に、次の役員を置く。
（１）理事３名以上１０名以内
（２）監事１名以上
２　理事のうちから代表理事１名を定め、代表理事をもって理事長とする。
３　理事のうちから、副代表理事、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

（選　任）
第24条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２　代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
３　監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
４　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
５　他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）
第25条　代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
２　副代表理事、専務理事、常務理事及び理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を執行する。

（監事の職務権限）
第26条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任　期）
第27条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
４　理事若しくは監事が欠けた場合又は第２３条第１項で定める理事若しくは監事の

員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解　任）

第28条　理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報　酬）

第29条　理事及び監事の報酬、賞与、その他当法人から受ける職務執行上の対価は、社員総会の決議によって定める。

（取引の制限）

第30条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

（１）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

（２）自己又は第三者のためにする当法人との取引

（３）当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間において当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除等）

第31条　当法人は、一般法人法第１１４条の規定により、理事会の決議をもって、同法第１１１条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

２　当法人は、一般法人法第１１５条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、同法第１１１条の行為による賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　理事会

（構　成）

第32条　当法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）
第33条　理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）社員総会の開催日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
（２）規則の制定、変更及び廃止に関する事項
（３）当法人の業務執行に関する決定
（４）理事の職務の執行の監督
（５）代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解任

（招　集）
第34条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、その招集手続きを省略することができる。
２　代表理事以外の理事は、代表理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
３　監事は必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

（議　長）
第35条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
２　代表理事に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の中から選出する。

（決　議）
第36条　理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第37条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

（報告の省略）
第38条　理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）
第39条　理事会の議事については､法令の定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第６章　基　金

（基金の拠出）

第40条　当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２　基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

（基金の拠出者の権利）

第41条　基金は、拠出者と合意した期日までは返還しない。

（基金の返還の手続）

第42条　基金は、法令の定めるところに従い、返還すべき基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第７章　計　算

（事業年度）

第43条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（事業計画及び収支予算）

第44条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

（事業報告及び決算）

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

（１）事業報告及びその附属明細書

（２）貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

２　事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

３　貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

（剰余金の不分配）
第46条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第８章　定款の変更、解散

（定款の変更）
第47条　本定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解　散）
第48条　当法人は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散することができる。

（残余財産の帰属）
第49条　当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第９章　附　則

（最初の事業年度）
第50条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和５年３月３１日までとする。

（設立時の役員）
第51条　当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。
設立時理事　　佐々木　惠美子
設立時理事　　鈴木　裕
設立時理事　　大澤　眞志
設立時監事　　大森　斉貴

設立時代表理事　　佐々木　惠美子
（原始定款には住所記載）

（設立時社員の氏名及び住所）

第52条　当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員　　佐々木　惠美子（原始定款には住所記載）

設立時社員　　鈴木　裕（原始定款には住所記載）

（設立時の主たる事務所）

第53条　当法人の設立時の主たる事務所は、次のとおりである。

東京都港区浜松町二丁目６番２号

（法令の準拠）

第54条　本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上

令和５年２月２０日　定款制定